

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

令和元年台風第19号等の災害に伴う復旧工事が本格化する中、一部の建設資材の調達環境がひっ迫し、受注者が、不足する建設資材を平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達することが想定される。

本基準は、受注者が建設資材を安定的に確保するため遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合に、それに要する購入費（現着の資材単価）及び輸送費を設計変更で計上し、契約変更することについて、必要な事項を定めるものである。

1 基準の適用

本基準は、令和3年度末までの適用とする。

2 対象工事

本基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 長野県が入札公告等を行う全ての工事（建築工事は除く）。
- (2) 令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で契約中の工事であること。

3 対象となる建設資材等

本基準の対象となる建設資材等は下表のとおりとする。

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	以下のいずれかに該当すること	
石材	・ 県内のプラント及び工場等からの調達ができない	
間知ブロック	・ 県内のプラント及び工場等から調達できるが、平常時の輸送元より遠方となる	
仮設材（鋼矢板等）	以下の条件をすべて満たすこと ・ 運搬費として積上げ対象となっている資材 ・ 基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

※地域とは、県の実施設計単価表に示す17地区をいう。

※生コンクリートについては県内プラントからの調達を原則とし、それが困難な場合に限り、県外からの調達を可能とする。

※遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

4 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合（下表の要件を満たす場合）には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	以下のいずれかに該当すること	
石材	・ 県内のプラント及び工場等からの調達ができない	
間知ブロック	・ 県内のプラント及び工場等から調達できるが、平常時の輸送元より遠方となる	
仮設材（鋼矢板等）	以下の条件をすべて満たすこと ・ 運搬費として積上げ対象となっている資材 ・ 基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

※地域とは、県の実設計単価表に示す 17 地区をいう。

※生コンクリートについては県内プラントからの調達を原則とし、それが困難な場合に限り、県外からの調達を可能とする。

※遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

※農政部においては特別仕様書と読み替える。

5 設計変更

(1) 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、対象建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前までに監督員と以下の点について協議するものとする。

- ① 平常時の輸送元（地域内等及び基地）に、建設資材がないことを証明する資料（打合せメモ等）
- ② 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）
- ③ 製造・生産工場を選定した理由
- ④ 見積もり書
- ⑤ その他、監督員が必要と思われる事項

- (2) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）、使用証明資料（納品書等）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (3) 資材単価（現着単価）は、受注者の購入価格（取引価格）とする。
- (4) 輸送費は、基地（遠隔地）から現場までの距離について、積算基準及び標準歩掛により算出する。
- (5) 購入した数量が契約計上数量（契約数量×ロス率（積算基準及び標準歩掛に記載されているものに限る））を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

6 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

購入費及び輸送費に係る設計変更の協議をした場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、同条第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

付則

この運用基準は、令和2年3月1日から施行する。